事前評価調書

I	事業概要												
事	業名	交通安全対策事業(歩道及び自転車歩行者道設置事業)											
地	区名	一般	にしはぎわらきたかたせん 般県道 西萩原北方線										
事	業箇所	いちのみや - Oがし ご じょう 一 宮 市 東 五 城 地内始め											
事業のあ らまし		一般県道西萩原北方線は、一宮市西部における幹線道路でバス路線にもなっており、自動車交通量の多い路線である。本事業区間は、歩道が設置されているものの、歩道幅員が十分確保されておらず、朝夕の通勤・通学時には利用者で混雑し、車道に出て通行する状況も確認され、非常に危険な状況となっている。このため、本事業により道路幅員を再配分して歩道拡幅を行うことで、安全な交通環境の確保を図るものである。											
事	業目標	【達成(主要)目標】 ①歩行者等の安全性確保 【副次目標】 -											
車	業費	事業費			内訳								
7	木貝	2. 20 億円			■工事費	2.0	00 億円、□	用補費	億円、	■その他	0. 20 億円		
事	業期間	採折	予定年度	2019	年度	着工	予定年度	2020 年度	完成	予定年度	2022 年度		
事	業内容	歩道	拡幅 L=1.	40km	W=16.0m								
□事業の必要性	1) 必要性		歩道幅員が十分確保されておらず、朝夕の通勤・通学時には利用者で混雑し、車道に出て通行する状況も確認され、非常に危険な状況となっている。 A: 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B: 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。 【理由】 歩行者等の安全な交通環境の確保が必要であるため。										
	1) 事業	抽					2019	2020	2021	2022	合計		
				囯	 査設計		2013	2020	2021	2022			
			 工種区分										
					- <u></u> 			4					
②			重					2	.2	2.2			
②事業の実効性	2) 地元の合												
性	意形成												
	判定		A B: 事業計画の実				受効性が期待できる。 受効性が期待できない。						
			【理由】 事業の実施について、地元の合意形成がなされており、事業の実行性が期待できる。										
т	하다구의		事業の美	他に	ついて、‡	也元の	合恵形成が	いなされてま	○り、爭業	の実行性だ	1期付でさる。		
Ш	対応方針												
	事業実施が		事業実施が 事業実施は						てA判定て	: あるもの。 -	,		

IV 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象(事業完了後5年目) □対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

_

【主な評価内容】

事業実施前後の歩行者等の安全性の変化